

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する協定書 新旧対照表

新	旧
<p>要葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する協定書</p> <p>第1条～第9条 略 別表 略</p> <p>備考 1項～6項 略 7 供用開始時の負担方法については資本費を人口割、処理費を搬入量割とし、以後、<u>分別収集開始後</u>の実績、処理の安定化や広域処理の状況を踏まえ<u>2年目以降</u>に見直すものとする。</p>	<p>要葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する協定書</p> <p>第1条～第9条 略 別表 略</p> <p>備考 1項～6項 略 7 供用開始時の負担方法については資本費を人口割、処理費を搬入量割とし、以後、1年目の実績、処理の安定化や広域処理の状況を踏まえ必要に応じて見直すものとする。</p>